

別紙

新						旧					
別 紙						別 紙					
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱						医療提供体制推進事業費補助金交付要綱					
(通則)						(通則)					
1 ～ 3 (略)						1 ～ 3 (略)					
(交付の対象事業)						(交付の対象事業)					
4						4					
(1) ～ (3) (略)						(1) ～ (3) (略)					
(4) 歯科保健医療対策事業						(4) 歯科保健医療対策事業					
平成 15 年 4 月 4 日医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する歯科医療安全管理体制推進特別事業						平成 15 年 4 月 4 日医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する歯科医療安全管理体制推進特別事業					
(5) ～ (8) (略)						(5) ～ (8) (略)					
(事業者)						(事業者)					
5 (略)						5 (略)					
別表 1 (略)						別表 1 (略)					
(交付額の算定方法)						(交付額の算定方法)					
6 (略)						6 (略)					
別表 2						別表 2					
1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率	1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医	ア～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 救急医	ア～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
療 対 策 事 業	カ ド ク ターヘリ 導 入 促 進 事業	(略)	次の(1)及び (2)により算 出された額の合 計額とする。 (1) 日中飛 行分 ① ドクターヘ リ運航経費 1か所当たり ア 位置情報 把握システム を利用してい る場合 (ア) 年間 飛 行 時 間 200 時 間未満 <u>264,937</u> 千円×運営 月数/12 (イ) 年間 飛 行 時 間 200 時 間 以 上 300 時間 未満 <u>282,096</u> 千 円×運営月 数/12 ウ) 年間 飛 行 時 間 300 時間以 上	(略)	(略)	療 対 策 事 業	カ ド ク ターヘリ 導 入 促 進 事業	(略)	次の(1)及び (2)により算 出された額の合 計額とする。 (1) 日中飛 行分 ① ドクターヘ リ運航経費 1か所当たり ア 位置情報 把握システム を利用してい る場合 (ア) 年間 飛 行 時 間 200 時 間未満 <u>235,558</u> 千円×運営 月数/12 (イ) 年間 飛 行 時 間 200 時 間 以 上 300 時間 未満 <u>253,266</u> 千 円×運営月 数/12 ウ) 年間 飛 行 時 間 300 時間以 上	(略)	(略)

新					旧								
				<u>306,154</u> 千円×運営月数／12 イ 位置情報把握システムを利用していない場合 (ア) 年間飛行時間200時間未満 <u>263,137</u> 千円×運営月数／12 (イ) 年間飛行時間200時間以上300時間未満 <u>280,296</u> 千円×運営月数／12 (ウ) 年間飛行時間300時間以上 <u>304,354</u> 千円×運営月数／12					<u>270,975</u> 千円×運営月数／12 イ 位置情報把握システムを利用していない場合 (ア) 年間飛行時間200時間未満 <u>233,758</u> 千円×運営月数／12 (イ) 年間飛行時間200時間以上300時間未満 <u>251,466</u> 千円×運営月数／12 (ウ) 年間飛行時間300時間以上 <u>269,175</u> 千円×運営月数／12				

新						旧					
			②～⑤（略） （２）（略）						②～⑤（略） （２）（略）		
	キ～サ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）		キ～サ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（２） ～ （８） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（２） ～ （８） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表３（略） （交付基礎額の下限） ７（略） 別表４（略） （統合補助金の配分方法） ８（略） （交付の条件） ９ 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （１）都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合 ア 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 イ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 ウ～ケ（略）						別表３（略） （交付基礎額の下限） ７（略） 別表４（略） （統合補助金の配分方法） ８（略） （交付の条件） ９ 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （１）都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合 ア 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 イ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 ウ～ケ（略）					

新	旧
(2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合 ア～イ（略） ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。 （ア）都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。 （イ）～（ク）（略） （3）都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。 ア～イ（略） ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。 （ア）市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>速やかに</u>市町村長の承認を受けなければならない。 （イ）～（ウ）（略） エ～オ（略） （4）～（5）（略） （申請手続） 10～16（略）	(2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合 ア～イ（略） ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。 （ア）都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。 （イ）～（ク）（略） （3）都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。 ア～イ（略） ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。 （ア）市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。 （イ）～（ウ）（略） エ～オ（略） （4）～（5）（略） （申請手続） 10～16（略）

新	旧
(別添1) (略) (別添2) 救命救急センターの評価基準 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。 また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。 記 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「救命救急センターの充実段階評価について（依頼）」〔別途通知〕 2 <u>交付申請前年</u>の調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を四段階（S、A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。 (1) 充実段階S及びAは、100% (2) 充実段階Bは、90% (3) 充実段階Cは、80% <u>3 交付申請年度に救命救急センターを開設し、交付申請前年の調査結果</u>	(別添1) (略) (別添2) 救命救急センターの評価基準 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。 また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。 記 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「救命救急センターの充実段階評価について（依頼）」〔別途通知〕 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を四段階（S、A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。 (1) 充実段階S及びAは、100% (2) 充実段階Bは、90% (3) 充実段階Cは、80% <u>(新設)</u>

新	旧
<u>が無い場合、以下のとおりとする。</u> <u>○ 交付要綱 10 及び 11 に定める手続時には、見込みにより段階を決定し基準額を算出する。</u> <u>○ 交付要綱 14 に定める実績報告時には、交付申請年に実施した評価結果により基準額を算出する。</u> (別添 3) (略) 第 1 号様式～第 6 号様式 (略)	(別添 3) (略) 第 1 号様式～第 6 号様式 (略)